


平成29年7月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田 辺 安希 

平成29年(行コ)第8号食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成27年(行ウ)第541号)

口頭弁論終結日 平成29年5月24日

判 決



控 訴 人 津 田 敏 秀
上記訴訟代理人弁護士 山 口 紀 洋

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 控 訴 人 国
代表者 法 務 大 臣 金 田 勝 年
処 分 行 政 庁 厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久

熊本市中央区水前寺6-18-1

被 控 訴 人 熊 本 県
代表者 知 事 蒲 島 郁 夫
処 分 行 政 庁 熊 本 県 知 事
蒲 島 郁 夫
処 分 行 政 庁 天 草 保 健 所 長
稲 田 知 久

鹿児島市鴨池新町10-1

被 控 訴 人 鹿 児 島 県
代表者 知 事 三 反 園 訓
処 分 行 政 庁 鹿 児 島 県 知 事
三 反 園 訓
処 分 行 政 庁 出 水 保 健 所 長

下 高 原 哲 朗

被控訴人ら指定代理人

別紙指定代理人目録記載のとおり

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 天草保健所長及び出水保健所長は、食品衛生法58条2項に基づき、昭和31年から現在までの管轄区域における食中毒患者である水俣病患者発生について、政令所定の調査を行うとともに、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し、政令所定の報告を行え。
- 3 天草保健所長及び出水保健所長は、食品衛生法58条4項に基づき、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し、同条2項に基づき実施した調査の結果につき、政令所定の報告を行え。
- 4 熊本県知事及び鹿児島県知事は、食品衛生法58条3項及び5項に基づき、厚生労働大臣に対し、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、政令所定の報告を行え。
- 5 厚生労働大臣は、食品衛生法60条に基づき、熊本県知事と鹿児島県知事に対し、期限を定めて、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、調査及び報告を行うよう求めよ。
- 6 天草保健所長及び出水保健所長が、食品衛生法58条2項に基づき、昭和31年から現在までの管轄区域における食中毒患者である水俣病患者発生について政令所定の調査を行わないこと、並びに、同項に基づき、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し政令所定の報告を行わないことが違法であることを確

認する。

- 7 天草保健所長及び出水保健所長が、食品衛生法58条4項に基づき、それぞれ熊本県知事と鹿児島県知事に対し、同条2項に基づき実施した調査の結果につき、政令所定の報告を行わないことが違法であることを確認する。
- 8 熊本県知事及び鹿児島県知事が、食品衛生法58条3項及び5項に基づき、厚生労働大臣に対し、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、政令所定の報告を行わないことが違法であることを確認する。
- 9 厚生労働大臣が、食品衛生法60条に基づき、熊本県知事と鹿児島県知事に対し、期限を定めて、昭和31年から現在までのそれぞれ熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者発生について、調査及び報告を行うよう求めないことが違法であることを確認する。
- 10 被控訴人らは、控訴人に対し、各自10万円及びこれに対する被控訴人国については平成27年9月30日から、被控訴人熊本県及び被控訴人鹿児島県については同年10月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、食品衛生法58条1項の規定により食中毒患者である水俣病患者を診断した旨を天草保健所長及び出水保健所長に届け出た医師である控訴人が、昭和31年の水俣病発生の公式確認から現在に至るまでの熊本県内と鹿児島県内の食中毒患者である水俣病患者の発生について、各保健所長において同条2項の規定による調査及び報告並びに同条4項の規定による報告をせず、熊本県知事及び鹿児島県知事において同条3項及び5項の各規定による報告をせず、厚生労働大臣において各県知事に対し同法60条の規定による調査及び報告の求めをしないことがいずれも違法である旨の主張をして、①行政事件訴訟法3条6項1号の義務付けの訴えとして、各保健所長、各県知事及び厚生労働

大臣に対する上記各行為（以下「本件各行為」という。）の義務付けを求めるとともに、②同法4条の当事者訴訟として、本件各行為がされないことが違法であることの確認を求め、更に、③国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人らに対し、損害金（慰謝料の一部）10万円及びこれに対する本件訴状送達の日から各支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金を各自支払うことを求める事案である。

控訴人は医師であり、平成24年中に、食品衛生法58条1項の規定により、天草保健所長及び出水保健所長に対して、患者を水俣病と診断した旨届け出たが、両保健所長とも同条2項の規定による調査をしていない。

原審は、控訴人の訴えのうち、国家賠償法1条1項に基づいて被控訴人らに対し、控訴人に各自10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める請求に係る部分を棄却し、その余の訴えについては却下した。控訴人が控訴した。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求のうち、国家賠償法1条1項に基づいて被控訴人らに対し、控訴人に各自10万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める部分は理由がないから棄却すべきであり、その余の請求に係る訴えは却下すべきものと判断する。その理由は、後記2に当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、「被控訴人国は水俣病の加害者であり、原審の裁判官は国の一機関であるから、民訴法23条1項1号の「共同義務者」にあたり本件訴訟に関して裁判をする権限を有しない。」と主張するが、原審裁判官は、本件

事件について被控訴人国と「共同義務者」の関係にはないから、控訴人の主張は理由がない。

(2) 控訴人は、「潮谷義子前熊本県知事は、不知火海沿岸住民47万人の水俣病健康被害の調査の必要性を認め、これの実施を決断して環境省に調査の実施と協力を申し入れたが、環境省はこれを妨害したため、調査を断念した。このような経緯によれば、控訴人は、熊本県知事に対して、食品衛生法58条3項、5項による水俣病調査・報告の権利を有していたのであって、単に行政機関相互の行為ではなくなっていた。」と主張するが、潮谷義子前熊本県知事の実施しようとしていた不知火海沿岸住民47万人の水俣病健康被害の調査は食品衛生法58条の調査とは別個のものであることが窺われるのみならず、潮谷義子前知事が調査の企図を有したことによって、食品衛生法58条3項、5項が定める報告が行政機関相互の行為であるとの法的性格に変容を来すわけではないから、控訴人の主張は採用できない。

(3) 控訴人は、「国が加害者で全体としての法秩序が崩壊している場合には、あるべき法秩序の回復のために、処分性については緩やかに考察して、国民の行政訴訟の提訴権を幅広く認めるべきところ、本件においては多数の住民の生死に関する問題に関して、長年、行政の違法状態を是正することがなされず、かつ他の是正方法がないのであるから、国民にその是正措置に関して処分性があるとして、提訴権を認めるべきである。」と主張するが、独自の見解であり採用できない。

(4) 控訴人は、「被控訴人国が水俣病患者の救済を適切に実施しないのは、広範な被曝露地域住民の健康調査を実施しないからであり、食品衛生法上の調査が実施されれば、科学的医学的根拠をもった基準が定立されるはずである。食品衛生法上の調査拒否は直接国民の権利義務を形成するものといえる。」と主張する。

しかしながら、食品衛生法は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の

見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とするものであり（同法1条）、同法58条2項の調査も、行政の適正な運営方針の基礎資料を得るために、中毒の原因となった食品等及び病因物質を追及し、当該食品等の微生物学的又は理化学的等の観点からの特性等を把握するために行われるものであって、それ自体が直接国民の権利義務を形成する性質のものではないことは原審の判断するとおりであり、控訴人の主張は、同法58条2項の調査が処分であることの根拠とはならない。また、届出医師として控訴人が求める違法確認の訴えの確認の利益あるいは国家賠償法上の請求における違法性を基礎付けるものともいえない。

(5) 控訴人は、「控訴人は天草保健所及び出水保健所に水俣食中毒患者発生申告を行ったのに対して、両保健所は医師ではない職員をして水俣病患者・被申告者の診察に当たらせ、「症状が直近の喫食を原因とするものではないことが明らかであり、既に被害発生防止対策も措置済みである」と判断し、申告医師である控訴人の判断を無視したことは、控訴人の診断権の侵害であり、医師法に明確に違反する。」あるいは「食品衛生法に基づく調査を政府、熊本県及び管轄保健所が60年間違法にも拒否しており、しかも47万人の生命身体が危機に瀕している、行政庁が違法状態の解消を拒否しているという国民の公衆衛生上の極限事態において、なお食品衛生法の調査、報告がなされない場合には、届出医師には行政官庁に対して調査、報告の権利、法的地位を持ち、控訴人は現にこれらの権利を侵害されている。」と主張するが、食品衛生法58条及び60条の規定は、同法58条1項の規定による届出をした医師個人の個別的利益を保護する趣旨のものとして解することができないことは原審が判断するとおりであり、控訴人の主張は採用できない。

(6) 控訴人は、水銀に関する水俣条約16条1項C条項は、水銀及びその化合物への曝露によって影響を受ける人々に対する予防、治療及び保護のた


めの適当な保健サービスを推進することを求めており、原審判決は同条約に違反するとも主張するが、原審判決が同条約に違反するとは認められず、控訴人の主張は失当である。

(7) 以上によれば、控訴人の主張はいずれも理由がない。

3 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官

永野厚郎 

裁判官

三浦陸志 

裁判官

筈井卓矢 

(別紙) 指定代理人目録

1	被控訴人ら指定代理人	山 菅 作	崎 野 沼	諭 剛 臣	司 彦 英
2	被控訴人国指定代理人	吉 山	松 方	章 寛	彦 徳
3	被控訴人熊本県指定代理人	松 津 石 羽	本 川 松 鳥	辰 知 靖 達	哉 博 浩 彦
4	被控訴人鹿児島県指定代理人	二 下 西	石 島 村	大 浩 修	介 幸 一
					以 上

これは謄本である。

平成29年7月12日

東京高等裁判所第5民事部

裁判所書記官

田辺

安希子

